

## 不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	経済部 経済政策課	
不利益処分名	中小企業等協同組合の法令等の違反に対する措置命令等	
根 拠 法 令	中小企業等協同組合法	
根 拠 条 項	第106条第1項	
連 絡 先	(電話 621 - 5225 )	
処 分 基 準	<p>(法令等の違反に対する処分)</p> <p>第106条 行政庁は、第105条の3第2項の規定により報告を徴し、又は第105条第2項若しくは前条第1項の規定により検査をした場合において、組合若しくは中央会の業務若しくは会計が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款、規約、共済規程若しくは火災共済規程に違反し、又は組合若しくは中央会の運営が著しく不当であると認めるときは、その組合又は中央会に対し、期間を定めて必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。</p> <p>2 行政庁は、組合若しくは中央会が前項の命令に違反したとき、又は組合若しくは中央会が正当な理由がないのにその成立の日から1年以内に事業を開始せず、若しくは引き続き1年以上その事業を停止していると認めるときは、その組合又は中央会に対し、解散を命ずることができる。</p>	
	参 考 事 項	所管行政庁については中小企業等協同組合法第111条の規定による。徳島県の事務処理の特例に関する条例第2条第2項の規定による事務の権限委譲。
	設定等年月日	平成26年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)